鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務委託　仕様書

本仕様書は、鶴岡市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）が策定する鶴岡市地域公共交通計画の改定支援業務（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

１　業務委託名称

本業務は、「鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務」と称する。

２　対象地域

本業務の対象地域は、鶴岡市全域とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までとする。

４　業務の目的

鶴岡市では、誰もが幸福を実現できる暮らしを支え、市民とともに育む「持続可能な交通」の実現を目指し、住み続けられるまちを支える交通ネットワークの構築を基本方針とし、令和２年度に、鶴岡市市地域公共交通計画（以下「現計画」という。）を策定し、持続可能な公共交通の構築に取り組んでいる。

そのような中、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、令和７年度に現計画の最終年次を迎えることから、これまでの取組を検証した上で、国から示された「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートガイダンス（以下「ガイダンス」という。)」の趣旨を適切に反映しながら、地域の実情に見合った内容へと現計画を見直す必要がある。

本業務は、現計画を改定し、令和８年度から１２年度までの５年間において、基本方針の実現に向けた内容を取りまとめ、次期鶴岡市地域公共交通計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る支援を目的とする。

５　業務内容

本業務を円滑に進めるため、以下の（１）から（６）までを行うものとする。

（１）計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、必要な資料の収集、整理を行った上で、業務の具体な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

（２）地域公共交通の利用実態等の整理・分析

ア．各種統計データ等に基づく地域現況の整理

本市の人口の分布状況等を整理する。病院・商業施設・高校・公共施設などの都市機能の立地状況を整理するとともに、人流データ等の動的データや国勢調査等の統計データを用いて移動実態を把握し整理・分析する。

イ．地域公共交通の現状整理・分析

既存資料・データや交通事業者が提供している公共交通情報（ルート、運行時間帯、本数、運賃体系等）から、本市の交通ネットワークの状況及び地域間幹線系統などの市域を

跨ぐ広域交通ネットワークの運行状況や、地域内交通との接続箇所・接続状況などについて、地域公共交通の現状を把握し整理・分析する。

・交通事業者から提供される利用実績データ等を用いて、市内を運行する路線について、路線別の利用実態を整理する。

・路線別に運行状況、利用状況（車内人数やバス停別の乗降人数、利用者属性など）、収支状況など収集・整理し、カルテ形式で取りまとめる。

（３）市民アンケート調査の実施支援

公共交通の利用状況や交通サービスに対する満足度、日常的な交通移動手段・移動目的・頻度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在的需要層やそのニーズ等を探り、課題整理・分析や将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施する。

ア．調査実施計画及び調査票の設計は発注者と協議のうえ、受託者が行う。

イ．調査対象は 1,000 人無作為抽出（住民基本台帳）とし、想定回収率は約 30%とする。

ウ．受託者は、①調査票の作成・印刷、②発送・回収用封筒の作成、③調査票の封入・封緘、④調査票の回収、⑥回収した調査票について集計・分析、取組・施策の提案を行うものとする。

エ．発注者は、①宛名ラベルシールの調達、②調査対象者の抽出及び宛名の印刷、及び封筒への貼り付け、③調査票の発送を行うものとする。

オ．実施方法等については、発注者と協議し、変更できるものとする。

（４）上位計画及び関連計画の整理等

市の上位計画・関連計画との整合を図り、県の公共交通政策との関係について整理する。

（５）地域公共交通を取り巻く課題の整理

上記（２）、（３）等を踏まえ、地域公共交通の課題を整理する。

・運営面（利用状況、収支状況、行政負担など）

・交通網（利便性、効率性、公共交通空白域など）

・運行システム面（行き先・ルート、本数、ダイヤ、車両、バス停環境、情報提供など）

・課題は市全体に加えて、６地域（鶴岡・藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海）で整理する。

（６）計画の基本方針・目標（案）の見直し、施策・事業、評価の整理

上記（５）を踏まえ、ガイダンス掲載の「①まちづくりと連動した公共交通軸と交通結節点の充実・保証」、「②交通空白における移動の確保」、「③持続可能性・実現可能性の確保」を主な視点として、計画の基本方針・目標（案）の見直し、施策・事業について整理する。

また、評価の考え方、評価を踏まえた対応方向及び計画の推進体制について整理する。

（７）計画案のとりまとめ

上記（２）から（６）までの内容その他の本計画策定に当たり必要な事項について、計画案としてとりまとめを行う。とりまとめに当たっては、視覚的に分かりやすい記載に努めるものとする。

６　打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するために、着手時、中間時、最終納品時の計３回、協議打合せを行う。

７　成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（１）業務報告書一式（各種調査報告書、分析資料等含む）　１部

（２）地域公共交通計画書（Ａ４カラー横書き 左綴じ）　１部

（３）全成果品の電子媒体（MS Office File、PDF 等）

８　その他

（１）受託者は、業務遂行上、貸与が必要な資料がある場合、発注者と協議するものとする。

（２）受託者は、本業務に係り知り得たことを第三者に漏らしてはならない。

（３）本業務の履行に関し不明な事項、又は、疑義ある事項については、双方の協議によるものとする。

（４）本業務における成果品は、全て鶴岡市地域公共交通活性化協議会に帰属するものとする。

９．想定スケジュール

時 期	内 容
令和７年７月～９月	・上位計画、関連計画等の整理 ・地域社会の現状整理 ・公共交通の現状整理 ・移動実態の現状整理 ・各種調査、分析 ・次期計画の基本方針、目標設定 ・協議会等の開催 ・市民アンケート調査の実施
令和７年９月～10 月	・公共交通施策の検討 ・次期計画（素案）の作成 ・協議会等の開催
令和７年 11 月～令和８年１月	・適宜計画（案）の修正 ・協議会等の開催
令和８年２月	・パブコメの実施
令和８年３月	・次期計画の決定